

令和3年大和市農業委員会第1回総会議事録

令和3年1月25日（月）午前9時55分開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 小菅忠司委員	9番 眞壁浩二委員
2番 関水正幸委員	10番 柏木明委員
3番 大谷茂里委員	11番 池田俊一郎委員
4番 小菅正徳委員	12番 安藤一郎委員
5番 瀧本隆行委員	13番 青木裕一委員
6番 中村晴雄委員	15番 上野岩雄委員
7番 渡邊カク委員	16番 長谷川慶太郎委員
8番 柴田力委員	

2. 本日の欠席委員

14番 保田昭一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	前田剛司
次長	岸田靖雄
主査	木下充裕
主査	高田直樹

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出に

ついて

- 日程第 5 報告第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第 6 報告第 4 号 非農地証明について
- 日程第 7 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 8 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 3 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による所有権移転の届出について
- 報告第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 報告第 4 号 非農地証明について
- 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について
- 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 3 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定による事業計画について

午前 9 時 5 5 分 開会

○議長 ただいまの出席委員ですが、保田委員が欠席ということですので、15人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

これより令和3年1月大和市農業委員会第1回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして私から指名させていただきます。2番の関水正幸委員、3番の大谷茂里委員によりしくお願いしたいと思います。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、総会資料1ページをごらんください。

初めに、1月4日、会長、関水職務代理、遊休農地対策部会から池田部会長の3名が年頭あいさつのため、市長及び市議会正副議長を訪問されました。

続きまして、1月19日、大和市民まつり第1回実行委員会が書面で開催されまして、関水職務代理が参加されております。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 今、事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等がございますか。

(発言者なし)

○議長 私からですけれども、1月4日に、私と関水委員と池田委員の3名で市長に年頭のあいさつに行きました。市長からは、コロナ対応などのお話をお伺いしました。議長と副議長につきましては、生産緑地制度の話題がありました。池田委員には、いろいろな話をいただきまして、大変ありがとうございました。以上でございます。

ほかにごございますか。関水委員。

○関水委員 大和市民まつりは、コロナの影響で、今回、書面表決で行われました。内容としましては、実行委員会の幹事の選任と収支予算についての議題と実施方針の内容、各部会の進捗状況等の報告がございました。今話題になっておりますオリンピックと同じように、このコロナの中でやるのか、やらないのか、まだ、最終的には2月24日の会議で方向づけがされるという予定になっており

ますけれども、事務局としては、コロナ禍の感染防止対策を重点にした開催ということでは、入場制限とかいろいろ施策を練った上でやった場合を想定して現在進めているという状況です。また、中止の場合と一応両面を想定して現在は進行しているということでご報告させていただきます。以上です。

○議長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて、日程第3、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について及び日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について一括議題に供します。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。報告第1号については、議案書1ページの2件が、報告第2号については、議案書2ページの4件がございました。案内図は総会資料の3ページ、4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長 意見がないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて、日程第5、報告第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第3号についてをご説明いたします。議案書3ページをごらんください。総会資料は5ページです。

相続人は、被相続人の存命中から農業経営をしておりました。相続後も農業経営を継続していく意向です。現地は露地野菜畑、果樹畑として良好に肥培管理がなされております。また、2段目の筆については、農機具倉庫等を除いた面積となっております。こちらは保田委員と相続人立ち会いのもと、現地確認の

上、納税猶予を受けるに適格者であることを確認し、証明したものです。

また、2段目の筆については、当初、相続人、被相続人が共有していた土地がありますが、今回の相続で相続人単独の所有という形になります。

なお、現地確認を行った保田委員より、「現地は、肥培管理がなされており、納税猶予に関する意思確認も行っており、問題ないと思う。」というお言葉をいただいております。以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

本件について質疑がございましたらお願いいたします。ございませんか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて、日程第6、報告第4号、非農地証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告第4号についてご説明いたします。議案書は4ページ、総会資料は6ページ、7ページをごらんください。

非農地証明をした土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は、総会資料6ページの斜線で示した土地になります。面積は312㎡となります。登記地目は畑ですが、現在の課税は宅地となっており、西側のコンビニエンスストアの駐車場として使用されております。現地確認につきましては、12月21日に、事務局、大谷委員、瀧本委員、長谷川委員及び申請人立ち会いのもと、現地の状況を調査いたしました。農地の区分については第3種農地と判断いたしました。申請地の現況は、位置、面積、形状等から見て、農地の用に供することができないものであり、農地に復元することは困難で、周辺農地に支障を生じるおそれもなく、かつ、10年以上違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みのないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地にかかわる運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により非農地証明したことをご報告いたします。以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。大谷委員、説明をお願いいたします。

○大谷委員 12月21日に現地にて、私と瀧本委員、長谷川委員と事務局で申請人とお会いし、現地を確認いたしました。事務局からの説明があったとおり、今回の非農地証明については、状況によりやむを得ないと考えております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。本件について、質疑、ご意見等がございますか。関水委員。

○関水委員 いつごろからこういう状態でこれは使われていたのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 隣のコンビニエンスストアを建てたときと同じになりますので、平成15年にコンビニができております。以上です。

○議長 関水委員。

○関水委員 平成15年にコンビニができたときに、一緒に下はコンクリートかアスファルトで駐車場に使われてしまったわけですね。平成15年ですと、最近という感覚ですが、実際には転用されていたんですね。

○議長 事務局。

○事務局 神奈川県の新農地の農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に規定します定義によりますと、過去10年間、農地以外のものに利用されており、かつ、違反転用として追及を受けていないものについては、非農地として判断すると定義されております。以上です。

○議長 関水委員。

○関水委員 その定義はわかります。平成15年にコンビニを作るときに、調整区域ですから、何らかのチェックがあると思うのですがけれども、そこで転用されてしまって、そのまま10年以上経過し非農地という形で処理がされるというのは、理解に苦しみます。委員の皆さん、意見を聞かせてください。

○議長 感覚的にはいろいろな意見があると思いますね。

○議長 暫時休憩をとらせていただきます。

〔暫時休憩〕

〔再開〕

○議長 議事を再開させていただきます。

質疑やご意見がありましたら、改めてお伺いしたいと思います。

○関水委員 1点確認させて下さい。非農地証明が出ますと法務局へ届けを出すのは、誰が出すのですか。地権者ですか。

○事務局 地権者です。

○関水委員 法務局への届け出の確認はどのように、誰が行うのですか。

○事務局 年に1度、資産税課の課税部門と農地台帳の突き合わせを行っております。

その際に、その年の1月1日の段階での地目変更がかかっているものについては、農地台帳と突き合わせて地目の修正を行うので、その際に、ここ変わっている、変わっていないというのが確認できるという形になります。

○関水委員 では、漏れがなくできるわけですね。チェックや確認ですね。

○事務局 はい。

○事務局 基本的に、非農地証明を出す理由として、売買など、いろいろな要件があるのですけれども、大抵、畑もしくは田んぼであることがだめというか、その要件に合わないために申請してくることが多いです。ですので、法務局での畑なり田んぼなり農地の地目の変更がないと、その申請者、地権者が求める要件に合致しないので、出さないと、逆に所有者としては困る話になるので、基本出していただけるということです。

○議長 ほかに意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、質疑を終結いたします。今後いろいろ手続等が市や県で、開発等について、その時点で慎重に審議をしてまいりたいと思います。

本件は報告案件でございますので、以上をもって終結いたします。

○議長 続いて、日程第7、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号についてご説明いたします。議案書は5ページ、資料は8、9ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料8

ページの斜線で示しております。また、登記地目は田で、現況は畑です。転用目的は、露天資材置き場です。譲受人は福田で土木建築業を営んでおり、県央地区周辺で工事の受注を行っています。今後の事業拡大に伴い、建築土木資材を保管する土地が必要になったことから、大通りも近い申請地に露天資材置き場を設置する計画となります。敷地内を転圧し採石敷として、被害防除として、周辺を万能鋼板で囲んで土砂等の流出を防ぎ、雨水は敷地内で浸透升を設置し浸透処理する計画です。農地の区分は、前面道路が上水道管及び下水道管の2種類の埋設管がある道路で、申請地から500m以内に小学校、保育園、街区公園など公共施設が2以上あることから、第3種農地と判断いたしました。

1月8日に地元の青木委員と事務局とで、譲受人及び譲渡人立ち会いのもと、現地等の状況を調査いたしました。

以上です。よろしくご審議等をお願いします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場の確認をしていただいておりますので、地元委員の説明をお願いいたします。青木委員、お願いいたします。

○青木委員 1月8日に現地にて事務局と私で譲渡人、譲受人にお会いし、現地を確認しました。両者から本申請の意思を確認し、資材置き場として利用していく旨の返答を受けました。今回の転用については問題ないと思います。

○議長 地元委員の説明が終わりました。ありがとうございました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 1つ前の議題についても資材置き場に転用していたと思うのですが、今回も資材置き場に転用してという形で、ほかにも資材置き場に転用してという申請がいろいろ出ていると思うのですが、今回の報告第4号のように、これはほかのものにそのまま転用されてしまうような形になる可能性はあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 前回の報告第4号については一時転用、半年間、一時的に資材を置くという場所で、今回につきましては期間に定めがなく、今後資材置き場として使って

いくという話になっております。ただ、今後、当然ながらですが、数年後になるのか数十年後になるのかはわかりませんが、別の用途に変更するということはあるかもしれませんが、場所の周辺等も考え、既存宅地要件等もありませんので、資材置き場以外のものにするにしても、駐車場などの用途にしかできないのかなと考えております。以上です。

○議長 柏木委員。

○柏木委員 ちょっと確認しておきたいのですが、転用については第3種ということでやむを得ないと思いますが、資材置き場の内容を聞きます。というのは、産業廃棄物とかといったものの置き場として利用されることになると、非常に周りの施設とかいろいろありますので、どうなのかと思います。

○議長 事務局。

○事務局 内容としては、砂利、建築資材としての鉄板です。建築現場などで使用する敷鉄板、そういったものを保管するという話で聞いております。

○議長 よろしいですか。ほかにございますか。

○関水委員 資料の写真を見ますと、926㎡で相当広いのですが、今まで畑として耕作されていたという形跡をうかがえないのですが、例えば去年の農地パトロールのときなどにここをごらんになっていますか。

○青木委員 荒れている様子はなかったです。この場所を直接見たわけではないですが、周りを見て、ここは荒れていなかった。このそばで荒れている場所はありましたけれども、ここは草がぼうぼうになっているとか、そういう形ではなかったです。

○関水委員 この写真を見ますとね、全面草が出ていて、急遽、除草剤か何かをかけたような感じなのですね。これは恐らく除草剤で枯らしたのではないかと思うのですよ。そういうことから見ると、本当に今まで畑として利用されていたのかなという感じがしたものですから。今回、これは転用で所有権が変わるということは、いろいろな事情があつてやむを得ないのでしょうかけれども。結構広いですね。926㎡ということは約1反。見渡せる範囲だと思うのですが、まあ、畑として利用されていたんですね。

○青木委員 そうですね。

○議長 ほかにご意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 それでは、意見がないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請について採決いたします。

議案第1号について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 全員の挙手をいただきました。ありがとうございました。よって、議案第1号は、許可することに決定いたしました。

○議長 続いて、日程第8、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

受付番号1番及び2番について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号、受付番号1番及び受付番号2番について、一括でご説明いたします。どちらも更新の案件となります。

受付番号1番については議案書6ページ、総会資料10ページ、11ページになります。大和市長から、令和3年1月8日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。申請により賃貸借権を設定する土地の面積は892㎡です。場所は、資料10ページをご参照ください。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和3年3月1日から令和6年2月29日までの3年間、賃貸借権を再設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等の農機具を所有し、13,410㎡を農業経営者1名、農業補助者1名の計2名で農業経営を行っております。令和3年1月8日に借人及び貸人に電話で意思確認を行っております。また、同日、事務局で現地の確認を行っております。

次に、受付番号2番について、議案書6ページ、資料は12、13ページになります。大和市長から、令和3年1月7日付で農用地利用集積計画の諮問を受けております。使用貸借による権利を設定する土地の面積は合計で3,007㎡です。場所は、資料12ページをご参照ください。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和3年3月1日から令和6

年2月29日までの3年間、使用貸借による権利を再設定し水田として利用する計画です。借人は耕運機等の農機具を所有し藤沢市の2,469㎡を含み8,696㎡を農業経営者1名で農業経営を行っております。令和3年1月8日に借人及び貸人に電話で意思確認を行っております。また、同日、事務局で現地の確認を行っております。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、今回、緊急事態宣言下であり、利用権の更新ということもあるため、現地立ち会いは控えております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 受付番号1番と2番については説明をいただきました。受付番号3番について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 受付番号3番についてご説明いたします。更新の案件でございます。議案書は6ページ、資料は14、15ページになります。大和市長から、令和3年1月8日付で農用地利用集積計画の諮問を受けております。使用貸借権を設定する土地の面積は909㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和3年2月1日から令和6年1月31日までの3年間、使用貸借権を継続して設定し露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し現在、6,187㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者2名の計3名で農業経営を行っております。令和3年1月12日に電話で貸人及び借人の意思確認を行っており、13日に事務局職員で現地の確認を行っております。以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、受付番号1番及び2番と同様、緊急事態宣言下であり、更新のため現地立ち会いは控えております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。次に、現場の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番、2番について、安藤委員、お願いいたします。

- 安藤委員 受付番号1番及び2番について、1月15日に現地確認をいたしました。
現地は管理されており、問題はないと思います。
以上です。
- 議長 続いて、受付番号3番について、眞壁委員、説明をお願いいたします。
- 眞壁委員 受付番号3番について、新型コロナの緊急事態宣言中ということで、私が
15日に現地を確認いたしました。たまたま借人がいらしたので、ちょっとお
話ししました。露地野菜の栽培をしているということで、現地は管理されてお
り、問題ないと思います。
以上です。
- 議長 地元委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件について質疑、
意見はございますか。ございませんか。
(発言者なし)
- 議長 では、ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画についてを採決いたします。
受付番号1番について、諮問どおり答申することについて賛成の委員の挙手を
求めます。
(挙手全員)
- 議長 全員の挙手をいただきました。ありがとうございます。よって、受付番号1
番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。続いて、受付番号2番に
ついて、諮問どおり答申することについて賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
- 議長 ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。よって、受付番号2
番は、諮問どおり答申することに決定いたしました。
続いて、受付番号3番について、諮問どおり答申することについて賛成の委員の挙手
を求めます。
(挙手全員)
- 議長 全員の挙手をいただきました。ありがとうございます。よって、受付番号3番
は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

○議長 続いて、日程第9、議案第3号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

この法律は、都市農業の持つ多様な機能が注目されておりますが、農業従事者の減少や高齢化が進む中、都市農地である生産緑地の所有者自らによる有効な活用が困難となっている状況のため、一定の要件を満たした事業計画を市町村長が農業委員会の決定を経て認定することにより、農地法第3条の許可を受ける必要がなく、また、第17条の法定更新の適用しない貸借をすることができるようになりました。

大和市長から、令和3年12月8日付で同法に基づく諮問を受けております。議案書は7ページ、資料は16、17ページになります。新規の承認申請で、使用貸借による権利を設定する土地の面積は1,701㎡です。借人及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和3年2月1日から令和5年1月31日までの2年間、使用貸借による権利を継続して設定し露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在4,203㎡を経営しております。農業経営者1名、農業専従者2名、農業補助者1名の計4名で農業経営を行っております。

通常の利用権設定と異なる内容として、都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容として、申請都市農地において生産された農産物等を主として市内で販売するという基準があり、計画では、直売所やコイン販売機、学校給食などで全量を販売する計画です。

1月7日に地元の柴田委員と事務局とで、借人及び貸人立ち会いのもと現地等の状況を調査いたしました。以上の事業計画の内容は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 議案第3号については、1月7日に、私と事務局で貸人及び借人にお会い

し、現地を確認しました。今回の件については問題ないと思われま

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。関水委員。

○関水委員 参考までに、どういう流れでこういう貸借が成立したのか、何かわかっていましたら教えてください。貸す人と借りる人と、お互いに話し合っ

て、その結果として貸し借りが成立したのか、農政課とか農業委員会とかが仲介して成立したのか、その辺の流れといいますか、それがあつたら教えてください。

○議長 事務局。

○事務局 結論から言いますと両方という形になりますが、もともと貸人のほうにつきま

しては、高齢で、そろそろできなくなっているという話が農政課にあり、借人の方にも話はしていたと聞いております。このような状況の中で「じゃ、私のほうがやってもいいよ」というのを農政課のほうに話を持っていったという話を聞いております。

○議長 よろしいですか。

○関水委員 これは事業計画についてということですが、先ほど事業計画の中でお話をされたのですが、どんな計画で、借ります、貸します、借りてやりますという内容が、どの程度の計画がこの円滑化に関して必要なのか教えてください。

○議長 事務局。

○事務局 この都市農地の貸借の円滑化に関する法律の申請書の用紙は、今こちら手元にあるのですが、おおむね8ページほどの書類となりません。その中に、どこを貸しますとか、何年間やります、そこで何をやります。また、先ほど言った都市農地、生産緑地で貸し借りをを行う場合については、通常の調整区域の利用権とは別に要件がございまして、例えば、主として、先ほど申しましたつくられた農産物もしくはそれをを用いた加工品を市内で5割以上販売すること、もしくは農業体験農園だったり学童農園、あと、福祉農園とか観光農園といったものに使いますということ、または災害時の避難場所とか、そういったものに使用します。かつ、年に1度以上、避難訓練といったものも実施しますとい

うようなものが要件として別途加わるということがありますので、そういった要件の中の一つの市内で販売しますよ、市内の直売所であったりコイン販売機で、あと学校の給食にも供します、ここで作られたものについては、それを全量そこに卸しますというような計画が提出されております。

○関水委員　それは全部、借りる人がつくって申請するのですね。

○事務局　そういうことになります。当然ながら、どういうことをしなければいけないということは、農政課と相談して決めることにはなりますが。

○議長　よろしいですか。

○関水委員　参考までに、これは生産緑地ですので、賃借料はどのような設定をされているのですか。

○議長　事務局。

○事務局　議案書のとおり、使用貸借権ということで、賃料はゼロです。

○議長　ほかにございますか。

(発言者なし)

○議長　では、本件についてご意見等がないようですので、質疑を終結いたします。これより採決してまいります。

議案第3号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画について、採決をいたします。

議案第3号について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。よって、議案第3号は、諮問どおり答申することに決定いたしました。

本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和3年1月大和市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

午前11時00分　閉会